

## 著作権法

(前文省略)

### 第一条

本法令を「仏暦二五三七七[西暦一九九四年]著作権法(プララーチャバンヤット・リカシット)」と呼ぶ。

### 第二条

本法令は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。

### 第三条

仏暦二五二一年[西暦一九七八年]著作権法を廃止する。

### 第四条

本法令において、

「著作者(プー・サーンサン)」とは、本法令に基づく著作権を有する著作物を作成した、または創作した者を意味する。

「著作権(リカシット)」とは、著作者が著作した著作物に係る、本法令に基づく何事かをなしうる権利を意味する。

「文芸(ワナカム)」とは、すべての創作された言語著作物を意味する。すなわち本、パンフレット(不定期行物)、著述物、印刷物、講義、説教、講演、演説のほかコンピュータ・プログラムも含める。

「コンピュータ・プログラム」とは、コンピュータ機が作動するため、または何らかの効果を得るためにコンピュータ機に使用するコマンド、コマンドセットまたはその他の物を意味する。このときコンピュータ言語がどんな形態にあるかを問わない。

「演劇(ナータカム)」とは、舞踊、舞踏、姿勢、または物語として構成された演技を意味し、黙劇も含む。

「美術(シラパカム)」とは、以下の形態のうち一つ、あるいは複数を有する著作物を意味する。

(一) 絵画、すなわち、一つまたは複数の画材の上に、線、光、色、またはその他の物の一つ、あるいは複数で構成した造形創造物

(二) 造形美術、すなわち接触でき、手で触れることができる体積を持つ造形創造物

(三) 版画、すなわち印刷方法による象形創造物で、印刷に使用される版下または型台も含む

(四) 建築、すなわち建物または建造物のデザイン、内装または外装デザイン、加えて建物または建造物の周辺のデザイン、あるいは建物または建造物の模型の創造

(五) 写真、すなわちレンズを通しフィルムまたはガラスに達する映像記録装置を使用し、特別な配合

を有する液による現象で生じた映像創造物、あるいは映像を生じる方法、装置または他の方法による映像記録で生じた映像創造物

(六) 図形、地図、構造、図面、または地理学、地勢、科学に係る三次元の造形創造物

(七) 応用美術、すなわち(一)から(六)までの著作物を単独で、または複数使って当該著作物の価値の鑑賞のほかに別利用したもので、例えば利用、材料または道具として飾る、あるいは商業上の目的のために使用すること

ここに、(一)から(七)に基づく著作物の美術上の価値は問わず、当該著作物の写真及び設計図も含む。

「音楽(ドントリーカム)」とは、音調と歌詞の有無に関わらず、または同一の音調であっても、演奏または歌唱のために調製された音曲に係る物を意味し、分解され編曲された楽譜または曲表も含む。

「視聴覚材(ソートタサナ・ワサドゥ)」とは、その資材の形態を問わず、必要な装置の使用により資材に記録された映像を順序に沿って構成した物で、再生利用できる物を意味し、もしあれば付随する音も含める。

「映画(パーブヨン)」とは、映画として連続上映できる、または映画として連続上映できるようその他の材料の上に記録できる映像を順序に沿って構成した視聴覚材を意味し、もしあればその映画を構成する音も含める。

「録音物(シン・バントウック・シヤン)」とは、その材料がどのような形態であっても、ある材料に記録し、その材料に必要な装置を使って再生できる、演奏、上演、その他の音を順序に沿って構成した物を意味する。ただし、映画またはその他の視聴覚材を構成する音響は含まない。

「実演家(ナック・サデー)」とは、演技者、演奏者、歌手、舞踊家、舞踏家、及びその他の形態における姿勢、詠い、語り、弁述を演じる者を意味する。

「公衆送信(ガン・プレー・シヤン・プレー・パーブ)」とは、ラジオ放送で音響を、またはテレビ放送で、あるいはその他の類似の方法によって音響及び、または映像を公衆に伝布することを意味する。

「複製(タム・サム)」とは、原本、複本から、または頒布物からその重要部分についての、その方法の如何を問わない、模写、模倣、コピー、製版、録音、または音響及び映像の記録を意味する。このとき全部であるか一部であるかは問わない。コンピュータ・プログラムについては、その方法のいかに関わらず、新たに作成した形態を持たない記録媒体からのコンピュータ・プログラムの重要部分の書き取り、コピーを意味する。このとき全部であるか一部であるかを問わない。

「改変(ダッドプレーン)」とは、新たに作成した形態を持たない原本の重要部分における更新、変更、改定増補による複製、または再製を意味する。このとき全部であるか一部であるかを問わない。

(一) 文芸については、翻訳、翻案、または選択及び再配置による合成も意味する

(二) コンピュータ・プログラムについては、新たな作成形態を持たないコンピュータ・プログラムにおける重要部分の更新、変更、改定増補による複製も意味する

(三) 演劇については、演劇でないものを演劇に変更する、または演劇であるものを演劇でないものに変更することも意味する、このとき元の言語であるか、異なる言語であるかを問わない

(四) 美術については、二次元から三次元、三次元から二次元への象形の変更、または原本からの

模型の作成も意味する

(五)音楽については、編曲、編詞、または新調も意味する

「公表(ブイプレー・トー・サータラナチョン)」とは、音響及び映像、建設、販売、または作成のその他の方法によって、演技、口述、詠唱、作成することで公衆に明らかにすることを意味する。

「頒布(ガーン・コーサナー)」とは、著作権者の許諾を得て作成した、象形または形態を問わない複製品を販売することを意味する。このときその複製品はその様態に適した数量で公衆に提示される。ただし演劇、音楽、映画、または文芸の口述、講義、公衆送信、美術品の展示、建築設計の建設は意味しない。

「係官(パナックガーンジャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「局長(アティボディ)」とは、知的財産局長を意味し、知的財産局長が委任した者も含む。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、著作権委員会を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

## 第五条

商業大臣を本法令の主務大臣とし、係官任命権限及び本法令に基づく執行のための省令制定権限を有する。

省令は官報告示後に施行することができる。

## 第一章

### 著作権

#### 第一節

著作権を有する物

## 第六条

本法令に基づく著作物とは、すなわち文芸、演劇、美術、音楽、視聴覚材、映画、録音物、公衆送信に属する創作物、または文芸、科学、美術の範囲にある著作者のその他の創作物である。このときその表現方法、形象は問わない。

著作権の保護にあたっては思考またはプロセス、方法またはシステム、使用法、作業法、思考法、原則、探求、あるいは科学理論、数学理論は含まない。

## 第七条

以下については本法令に基づく著作物とはみなさない。

- (一)文芸、科学、美術の範疇に属さない単にニュースとしての報道及び事実関係
- (二)憲法及び法律

- (三) 省庁局または他の政府機関、地方機関の規則、規約、告示、命令、指示、回答文書
- (四) 公務上の判決、命令、判定、報告
- (五) 省庁局または他の政府機関、地方機関が作成した(一)から(四)までの物の翻訳及び合成

## 第二節

### 著作権の取得

#### 第八条

以下の条件下に、著作者は自己の著作物において著作権を有する者とする。

(一) まだ頒布されていない場合は、著作者はその著作の期間中に渡って、またはその大部分の期間において、タイ国籍を有しているか、王国内に居住している。あるいはタイが著作権保護協定を結んでいる国の国籍を有しているか、その国に居住している者でなければならない。

(二) すでに頒布されている場合は、その最初の頒布が王国内か、タイが著作権保護協定を結んでいる国でなされた。あるいは最初の頒布が王国外か、タイが著作権保護協定を結んでいない国でなされた場合は、最初の頒布があった日から三〇日以内に当該頒布が王国内またはタイが著作権保護協定を結んでいる国でなされた。あるいは最初の頒布があった時に著作者が(一)で規定されたところに基づく様態を有する者である。

著作者がタイ国籍者でなければならない場合において、著作者が法人であれば、その法人はタイの法律に基づき設立された法人でなければならない。

#### 第九条

著作者が従業員または被雇用者としての地位において著作した著作物は、別段の合意を文書でなしていなければ、その著作物における著作権は著作者に帰する。ただし使用者はその雇用目的に基づきその著作物を公表する権利を有する。

#### 第一〇条

著作者が他者から請け負い著作した著作物は、雇用者がその著作物についての著作権を有する者となる。ただし著作者と雇用者が別段の合意をなしていたときはその限りではない。

#### 第一一条

本法令に基づく著作権を有する著作物を著作権所有者から許諾を得て改変した形態を有する著作物は、その改変した者が本法令に基づく改変した著作物について著作権を有する。ただしこのとき、改変された元の著作者の著作物における著作権所有者の権利には影響を及ぼさない。

#### 第一二条

著作権所有者から許諾を得て、本法令に基づく著作権を有する著作物を合成または再組成した形態

を有する著作物、あるいは機械またはその他の設備に依拠して読み込める、または中継できるデータやその他の物を合成または再組成した形態を有する著作物は、その合成または再組成した者が他者の著作物を模倣していない形態での選択または配列により当該著作物を合成または再組成したとき、その合成または再組成した者が本法令に基づき当該著作物について著作権を有する。ただしこのとき、合成、再組成された元の著作者の著作物またはデータ、その他の物の著作権所有者の権利には影響を及ぼさない。

#### 第一三条

第八条、第九条、第一〇条を第一一条または第一二条に基づく著作権にも準用する。

#### 第一四条

省庁局またはその他の政府機関、地方機関は、雇用、命令、管理により生じた著作物の著作権を有する。ただし文面で別段の合意をなしたときはその限りではない。

#### 第三節

##### 著作権の保護

#### 第一五条

第九条、第一〇条及び第一四条の規定下に著作権所有者は以下の権利を唯一人有する。

- (一)複製または改変
- (二)公表
- (三)コンピュータ・プログラム、視聴覚材、映画、及び録音物の原本または複本の賃貸
- (四)他者への著作権によって生じる利益の供与
- (五)(一)(二)または(三)に基づく権利の他者への許諾。このとき条件を設定することができるが、その条件は不正な競争制限の形態を有したものであってはならない

第一段(五)に基づく不正な競争制限の形態を有した条件の検討にあたっては省令で規定した原則、方法、条件に従う。

#### 第一六条

本法令に基づく著作権所有者が第一五条(五)に基づき他者に権利の使用を許諾した場合でも、さらに別の者にその権利の使用を許諾する著作権所有者の権利を損なわない。ただし許諾書においてそれを禁じているときはその限りではない。

#### 第一七条

著作権は譲渡することができる。

著作権所有者は自己の著作権を全部または一部、他者に譲渡することができ、譲渡に当たっては期

限を定めること、または著作権保護期間にわたって譲渡することができる。

相続でない第二段に基づく著作権の譲渡は、譲渡人と譲受人の署名を付した文書でこれをなさなければならない。譲渡契約に期限を定めていないときは、譲渡期限は一〇年間であるものとみなす。

#### 第一八条

本法令に基づく著作権を有する著作物の著作者は、自己が当該著作物の著作者であることを示す権利、著作権譲受人またはその他の者に対し、著作者の名声、名誉に損害を与えるような事実歪曲、部分削除、改変、あるいはその他の行為を禁じる権利を有する。著作者が死亡した時は著作者の相続人が、著作権保護期間にわたって、当該権利に基づき禁止する権利を有する。ただし文面によって別段の合意をなしていたときはその限りではない。

#### 第四節

##### 著作権の保護期間

#### 第一九条

第二一条及び第二二条の規定下に、本法令に基づく著作権は著作者の生存期間にわたって存在し、著作者の死後五〇年間にわたって存続する。

共同著作者である場合は、当該著作物の著作権は共同著作者の生存中にわたって存在し、最後の共同著作者の死後五〇年間にわたって存続する。

著作者または共同著作者全員が頒布前に死亡したときは、当該著作権は最初の頒布後五〇年間とする。

著作者が法人である場合は、著作権保護期間は著作者が著作してから五〇年間とする。ただし当該期間中に頒布があったときは、著作権保護期間は最初の頒布後五〇年間とする。

#### 第二〇条

本法令に基づく著作権を有する著作物が、変名の著作者によって著作された、または著作者の氏名を明かさずに著作されたものであるときは、著作権保護期間は著作後五〇年間とする。ただし当該期間中に頒布があったときは、著作権保護期間は最初の頒布後五〇年間とする。

著作者の身元が判明した場合は、第一九条を準用する。

#### 第二一条

写真、視聴覚材、映画、録音物、伝布物における著作権の保護期間は、その著作物の著作後五〇年間とする。ただし当該期間中に頒布があったときは、保護期間は最初の頒布後五〇年間とする。

#### 第二二条

応用美術における著作権の保護期間はその著作後五〇年間とする。ただし当該期間中に頒布があ

ったときは、保護期間は最初の頒布後二五年間とする。

#### 第二三条

第一四条に基づく雇用、命令、管理による著作物の著作権の保護期間は、著作後五〇年間とする。ただし当該期間中に頒布があったときは、保護期間は最初の頒布後五〇年間とする。

#### 第二四条

保護期間の起算点としての第一九条、第二〇条、第二一条、第二二条、または第二三条に基づく著作物の頒布は、著作権所有者の許諾を得て著作物を頒布することを意味する。

#### 第二五条

著作権の保護期間が満了した時、その満了日が暦年の大晦日でない場合、あるいは満了日が明確でない場合は、その年の暦年の大晦日まで著作権の保護期間は継続する。

#### 第二六条

著作権を有する著作物を保護期間の満了日の後に頒布したとき、その著作物における著作権は新たに生じない。

### 第五節

#### 著作権の侵害

#### 第二七条

本法令に基づく著作権を有する著作物に対する第一五条(五)に基づく許諾を得ずになした以下の行為は、著作権への侵害とみなす。

- (一)複製または改変
- (二)公表

#### 第二八条

本法令に基づく著作権を有する視聴覚材、映画、または録音物に対する第一五条(五)に基づく許諾を得ずになした以下の行為は、著作権への侵害とみなす。

- (一)複製または改変
- (二)公表
- (三)当該著作物の原本または複本の賃貸

#### 第二九条

本法令に基づく著作権を有する公衆通信物に対する第一五条(五)に基づく許諾を得ずになした以下

の行為は、著作権への侵害とみなす。

- (一) 視聴覚材、映画、録音物の作成または公衆通信。このとき全部または一部を問わない
- (二) 再公衆通信。このとき全部または一部を問わない
- (三) 料金徴収または商業上の利益を得ての公衆通信物の公衆の視聴への提供

### 第三〇条

本法令に基づく著作権を有するコンピュータ・プログラムに対する第一五条(五)に基づく許諾を得ずになした以下の行為は、著作権への侵害とみなす。

- (一) 複製または改変
- (二) 公表
- (三) 当該著作物の原本または複本の賃貸

### 第三一条

他者の著作権への侵害によって作成されたものであることを知りながら、または知っていたはずである事由がありながら、利益追及のためにその著作物に以下の行為をなした者は、著作権侵害者であるものとみなす。

- (一) 販売、販売目的の保管、販売勧誘、賃貸、賃貸勧誘、リース、またはリース勧誘
- (二) 公表
- (三) 著作権所有者に損害を与え得る形態における分配
- (四) 王国への輸入、または王国外への輸出

## 第六節

### 著作権侵害の例外事項

### 第三二条

本法令に基づく他者の著作権を有する著作物への行為は、著作権所有者の通常の著作権からの利益追及に反せず、かつ著作権所有者の合法的な権利に過度に影響しないときは、著作権への侵害とはみなさない。

第一段の規定下に、第一段に基づく以下の著作物への行為は著作権侵害とはみなさない。

- (一) 利益目的でない、その著作物の研究または学習
- (二) 私的使用、家族及び親族との使用
- (三) その著作物における著作権所有者を知った上での批評、評論、または紹介
- (四) その著作物における著作権所有者を知った上でのマスメディアを通じた報道
- (五) 裁判所または法律に基づく権限を有する捜査官の審理のための、あるいは当該審理結果の報告における複製、改変、提示、または公開
- (六) 利益追及のための行為ではない自己の教授のための教授者による複製、改変、提示、または

## 公開

(七)学級または教育機関の学習者に配布、または販売するための教授者または教育機関による著作物の一部の複製、改変、あるいは分離、要約。このとき利益追及のための行為であってはならない

(八)捜査における尋問答弁での著作物の引用

## 第三三条

本法令に基づく著作権を有する著作物からの、その著作物における著作権所有者を知った上での論述、書写、模写、模倣または引用は、第三二条第一段に基づくものであれば著作権侵害とはみなさない。

## 第三四条

本法令に基づく著作権を有する著作物に対する図書館の司書による以下の場合の複製は、利益追及の目的を有さず、かつ第三二条第一段に基づくものであれば著作権の侵害とはみなさない。

(一)図書館内での使用、または他の図書館に渡すための複製

(二)研究または学習目的のために他者に渡すための複製

## 第三五条

本法令に基づく著作権を有するコンピュータ・プログラムに対する以下の行為は、利益追及目的でなく、かつ第三二条第一段に基づくものであれば、著作権侵害とはみなさない。

(一)そのコンピュータ・プログラム研究または学習

(二)そのコンピュータ・プログラム・コピー所有者の利益のための使用

(三)そのコンピュータ・プログラムにおける著作権の所有者を知った上での批評、評論、紹介

(四)そのコンピュータ・プログラムにおける著作権の所有者を知った上でのマスメディアでの報道

(五)保全または滅失防止目的の保管のために、そのプログラムを購入した者、または他者から正当に譲り受けた者による、しかるべき数量におけるコピー作成

(六)裁判所または法律に基づく権限を有する捜査官の審理のための、あるいは当該審理結果の報告における複製、改変、または公開

(七)捜査における尋問答弁におけるそのコンピュータ・プログラムの引用

(八)使用のために必要な場合におけるコンピュータ・プログラムの改変

(九)公共の利益のための引用または研究目的の保管におけるコンピュータ・プログラムコピー作成

## 第三六条

演劇または音楽をそれにふさわしい形で公表するために演じることは、公表による利益追及のためでなく、直接・間接に観賞料を徴収せず、実演者がその公演における報酬を受け取らないとき、それが協会、財団、または慈善、教育、宗教、社会福祉を目的とした団体によるもので、かつ第三二条第一段に基づく行動であれば著作権の侵害とはみなさない。

#### 第三七条

公共の場に常時公開されている美術品の描画、色付画、建設、線刻、塑造、彫刻、印画、写真撮影、映画撮影、映写、または同様の形態を有する行為は、建築物を除き、その美術品における著作権の侵害とはみなさない。

#### 第三八条

建築物の描画、色付画、建設、線刻、塑造、彫刻、印画、写真撮影、映画撮影、映写、または同様の形態を有する行為は、その建築物における著作権の侵害とはみなさない。

#### 第三九条

美術品を含む構成物の写真撮影、映画撮影、映写は、建築物を除き、その美術品における著作権の侵害とはみなさない。

#### 第四〇条

著作者以外に他の者が美術品の著作権の所有者になっている場合、元の美術品の一部複製の形態をもって、あるいは元の美術品の作成で使用した型台、図形、設計図、またはデータを使用して、同一の著作者が後にその美術品を作成することは、それが元の美術品重要部分の複製または模倣でないことが明らかであれば、その美術品における著作権の侵害とはみなさない。

#### 第四一条

本法令に基づく著作権を有する建築物に対する、現状維持のための修復は著作権の侵害とはみなさない。

#### 第四二条

映画の著作権保護期間が切れた場合、その映画の公表は文学、演劇、美術品、音楽、視聴覚材、録音物、またはその映画制作における著作権の侵害とはみなさない。

#### 第四三条

本法令に基づく著作権を有する著作物に対する、法律に基づく権限を有する係官による、または当該係官の命令に従った公務のための複製は、それが第三二条第一段に基づく執行であれば著作権の侵害とはみなさない。

### 第二章

#### 実演者の権利

#### 第四四条

自己のパフォーマンスに係る行為において実演者は以下の権利を唯一人有する。

(一)パフォーマンスの公表または公開。ただし記録しておいたパフォーマンスの記録物からの公表または公開はその限りではない

(二)まだ記録していないパフォーマンスの記録

(三)実演者からの許諾を得ていない記録者のいるパフォーマンスの記録物、または他の目的のために許諾を得ているパフォーマンスの記録物、あるいは第五三条に基づく実演者の著作権侵害とはならないパフォーマンスの記録物の複製

#### 第四五条

商業目的で公表されたパフォーマンスの録音物、またはそのコピーを直接、再演または公開した者は、実演者に正当な報酬を支払う。報酬で合意できない場合は、その種類の事業の通常の報酬レートを考慮し、局長が報酬を定める命令を出す。

第一段に基づく局長の命令に対し当事者は、局長の命令書を受け取った日から九〇日以内に、委員会に不服を申し立てることができる。委員会の決定は最終的なものとする。

#### 第四六条

パフォーマンス、またはパフォーマンスの録音物で、一人以上の実演者がいる場合、実演者は自己の権利の管理、運用のために共同代理人を任命することができる。

#### 第四七条

以下の条件に基づくとき、実演者は第四四条に基づくパフォーマンスにおける権利を有する。

(一)その実演者がタイ国籍を有する、または王国内に居住地を有する(注ノ永住ビザを有する者)、または

(二)そのパフォーマンスまたはパフォーマンスの大部分が王国内でなされた、またはタイ国と実演者の著作権について保護協定を締結している国でなされた

#### 第四八条

以下の条件に基づくとき、実演者は第四五条に基づく報酬を受け取る権利を有する。

(一)そのパフォーマンスの録音時に、または権利請求時に、その実演者がタイ国籍を有する、または王国内に居住地を有する(注ノ永住ビザを有する者)、または

(二)そのパフォーマンスの録音、またはパフォーマンスの録音の大部分が王国内でなされた、またはタイ国と実演者の著作権について保護協定を締結している国でなされた

#### 第四九条

第四四条に基づく実演者の権利は、演じた年の暦年大晦日から五〇年間の期限を有する。パフォーマンスの記録がある場合は、記録された年の暦年大晦日から五〇年間の期限を有する。

#### 第五〇条

第四五条に基づく実演者の権利は、パフォーマンスの録音があった年の暦年大晦日から五〇年間の期限を有する。

#### 第五一条

第四四条及び第四五条に基づく実演者の権利は、その一部であっても全部であっても譲渡することができ、譲渡に当たっては期限を定めることも、保護期間にわたって譲渡することもできる。

実演者が一人以上いる場合、実演者は自己の権利部分だけを譲渡することができる。

相続以外での譲渡は譲渡人と譲受人の署名を付した書面でこれをなさなければならない。譲渡契約に期間の定めがないときは、期間は三年であるものとみなす。

#### 第五二条

実演者から許諾を得ずに、または第四五条に基づき報酬を支払わずに第四四条に基づく行為をなした者は、実演者の著作権を侵害したものとみなす。

#### 第五三条

第三二条、第三三条、第三四条、第三六条、第四二条、及び第四三条を実演者の権利にも準用する。

### 第三章

#### 特別な状況における著作権の使用

#### 第五四条

利益追及のためでなく、学習、教授、研究目的で、本法令に基づき印刷物の、または近似した他の公開された著作物における著作権の使用許可を求めようとするタイ国籍者は、タイ語への翻訳における著作物使用許可申請をした、あるいは過去に印刷された当該タイ語翻訳文のコピーを複製したが、申請を却下された、あるいは相当の時間を費やしたが合意できなかった証拠を示すことで、局長に申請することができる。このとき当該申請時に以下が明らかでなければならない。

(一)最初の頒布があつてから三年間、著作権所有者が当該著作物のタイ語翻訳文を印刷していない、または誰にもそれを許可していない、または

(二)著作権所有者が自己のタイ語翻訳文を印刷し頒布していたが、当該翻訳文の印刷から三年が経過した時に、その翻訳文の印刷がなく、かつ市場に当該翻訳文のコピーが出回っていない

第一段に基づく許可申請は以下の原則、方法、条件に従う。

(1)第一段に基づく許可申請において局長は、第一段(一)または(二)に基づく期間が終了して六ヶ月になっていないとき、許可してはならない

(2)局長が許可した場合、許可を得た者は、当該許可を受けた著作物を翻訳する、またはその翻

訳文を印刷することについて唯一人権利を有し、許可書における期間が終了していない、または終了後六ヶ月経っていない場合、局長が同一の著作物のタイ語翻訳を別の者に許可してはならない。

(3) 許可を受けた者は許可を受けた権利を別の者に譲渡してはならない。

(4) 著作権所有者または著作権所有者の権利使用を許可された者は、自己がタイ語翻訳し、またはその翻訳文を印刷し、第五五条に基づき許可を得た印刷物と同一の内容を有すること、及びタイ国内で販売されている同一形態の他の著作物と比較して適当な価格でその印刷物を販売していることを局長に示したとき、局長は許可を得た者に発行した許可書の終了命令を出し、その命令を許可取得者に遅滞なく通知する

局長が許可書の終了を命じる前に作成または印刷した印刷物のコピーについては、許可取得者が終了時まで当該コピーを販売する権利を有する

(5) 許可を受けた者は、許可を得て翻訳した印刷物を王国外に輸出してはならない。ただし以下の条件にあるときはその限りではない

(a) 外国で受け取る者がタイ国籍者である

(b) 当該印刷物を学習、教授、研究目的で使用する

(c) 当該印刷物が商業目的のものではない、かつ

(d) 当該印刷物が送られる国が、タイ国に当該印刷物の送付、または配布をその国で行なうことを許可した

#### 第五五条

第五四条の申請を受理した時、局長は著作権使用に当たっての報酬と条件について当事者間の合意に向け行動する。合意に達しない場合は、局長は同種事業の通常報酬を考慮し、正当な報酬を定める命令を出し、著作権使用に当たってのしかるべき条件を定めることもできる。

著作権使用に当たっての報酬及び条件を定めた時、局長は著作権使用申請人に許可書を発行する。

第一段に基づく局長の命令に対し、当事者は局長からの命令通知書を受け取った日から九〇日以内に、委員会に不服申立てすることができる。委員会の決定は最終的なものとする。

### 第四章

#### 著作権委員会

#### 第五六条

商業省事務次官を委員長とし、内閣が任命した一二人以下の有識者委員で構成する「著作権委員会(カナカマカーン・リカシット)」と呼ぶ一委員会を設置する。有識者委員のうち六人以上は著作権所有者または実演者の権利に係る協会の代表、及び著作権または実演者の権利の使用に係る協会の代表から選ばなければならない。

委員会は書記及び書記捕を任命することができる。

#### 第五七条

有識者委員の任期は一期二年とする。退任した委員は再任されることができる。

任期を残して委員が退任した場合、またはすでに任命された委員の任期中に内閣が委員を増員した場合、代わりに任命された委員、増員で任命された委員の任期は、すでに任命されていた委員の残り任期と同じとする。

#### 第五八条

有識者委員は以下の時、退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 内閣が解任した
- (四) 破産者となった
- (五) 無能力者または準無能力者となった、または
- (六) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く

#### 第五九条

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。委員長が会議に出席しない、または職務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選して会議の議長とする。会議の決定は多数決による。

委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

#### 第六〇条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 本法令に基づく省令制定における大臣への提案、助言
- (二) 第四五条及び第五五条に基づく局長命令に対する不服申立ての判定
- (三) 著作権を有する著作物、または実演者の権利を使用する者からの報酬徴収のための業務に係る著作者または実演者の協会または団体の奨励、支援、及び本法令に基づく権利その他の保護、保全

- (四) 大臣が委託したその他の件についての検討

委員会は委員会の委任に基づく検討、執行のために小委員会を設置する権限を有し、小委員会の会議に第五九条を準用する。

職務遂行に当たって、委員会または小委員会は、必要に応じて検討のために証人を召喚する、または書類、物品を提出させる命令を出す権限を有する。

### 第五章

国際間における著作権及び実演者の権利

#### 第六一条

タイ国が著作権保護条約または実演者の権利保護条約を締結している国の著作権者が著作権を有する著作物、及び実演者の権利、あるいはタイ国が加盟している国際機関が著作権を有する著作物は、本法令に基づき保護を受ける。

大臣は著作権保護条約、または実演者の権利保護条約を締結している国を官報において告示する権限を有する。

### 第六章

#### 著作権及び実演者の権利に係る訴訟

#### 第六二条

著作権または実演者の権利に係る訴訟は、それが民事訴訟であっても、刑事訴訟であっても、その訴訟で争われる著作物、権利は本法令に基づく著作権を有する著作物または実演者の権利であり、原告は当該著作権または実演者の権利の所有者であると推定する。ただし被告が著作権または実演者の権利の所有者となる者がいないと反論、あるいは原告の権利に反論したときはそのかぎりではない。

著作権または実演者の権利の所有者と思われる者の名を有する、あるいは名に代わる物を有する著作物は、その名、または名に代わる物の所有者である者が著作権あるいは実演者であるものと推定する。

名がない、または名に代わる物がない著作物、あるいは名または名に代わる物があるが、著作権または実演者の権利の所有者でないと思われる著作物で、かつ印刷人、発行人、または印刷人兼発行人と思われる者の名がある、または名に代わる物がある著作物は、その印刷人、発行人、印刷人兼発行人がその著作物における著作権または実演者の権利の所有者であるものと推定する。

#### 第六三条

著作権または実演者の権利の所有者が著作権の侵害及び侵害者を知った日から三年が経過した時、著作権または実演者の権利の侵害を訴えることはできない。このとき著作権または実演者の権利の侵害があった日から一〇年を超えてはならない。

#### 第六四条

著作権または実演者の権利の侵害があった場合、裁判所は侵害者に対し、裁判所が適当と判断した額に従って著作権または実演者の権利の所有者に損害賠償を支払うよう命じる権限を有する。ここにおいて損害の重度、著作権または実演者の権利の所有者の権利に基づく利益逸失及び必要経費を考慮する。

#### 第六五条

著作権または実演者の権利の侵害となる行為がある、あるいはそうした行為がありそうなはっきりとした証拠がある場合、著作権または実演者の権利の所有者は、裁判所に対し当該人物による当該行為の中止または抑止を命じるよう申し立てることができる。

第一段に基づく裁判所の命令は、著作権または実演者の権利の所有者の第六四条に基づく損害賠償請求権を損なうものではない。

#### 第六六条

本法令に基づく違反は和解できる。

### 第七章

#### 係官

#### 第六七条

本法令に基づく職務遂行のために、係官は刑法典に基づく捜査官とする。係官は以下の権限義務を有する。

(一) 商品を検索するために、または本法令に基づく違反行為があるという疑わしい事由がある時にこれを捜査するために、日照時間内、またはその場所の勤務時間内に建物、作業所、製造所、または商品保管所、乗物の中に立ち入る

(二) 本法令に基づく違反行為があるという疑わしい事由がある場合に、訴訟のために違反行為に係る書類または物品を押収、あるいは差し押さえる

(三) ある者の証言、帳簿、書類またはその他の証拠が、本法令に基づく違反を証明するための捜索、または証拠としての使用のために必要である場合に、その者に証言、帳簿、書類、その他の証拠の提出を命じる

係官の職務遂行において、関係者はしかるべき便宜を供しなければならない。

#### 第六八条

職務遂行において係官は関係者に身分証明証を提示しなければならない。

係官の身分証明証は大臣が定めた様式に従う。

### 第八章

#### 罰則規定

#### 第六九条

第二七条、第二八条、第二九条、第三〇条、または第五二条に基づく著作権または実演者の権利を侵害した者は、二万バーツから二〇万バーツまでの罰金に処する。

第一段に基づく違反行為が商業目的であるときは、違反者は六ヶ月から四年までの禁固刑、または

一〇万パーツから八〇万パーツまでの罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第七〇条

第三一条に基づく著作権を侵害した者は、一万パーツから一〇万パーツまでの罰金に処する。

第一段に基づく違反行為が商業目的であるときは、違反者は三ヶ月から二年までの禁固刑、または五万パーツから四〇万パーツまでの罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第七一条

第六〇条第三段に基づく委員会または小委員会の命令に従い証言をしなかった、あるいは書類、物品を提出しなかった者は、三ヶ月以下の禁固刑、または五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第七二条

第六七条に基づく係官の職務遂行を妨害した、または係官に便宜を供しなかった、あるいは係官の第六七条に基づく命令に違反した、もしくは従わなかった者は、三ヶ月以下の禁固刑、または五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第七三条

本法令に基づき罰則を受ける違反行為をなした者で、刑罰後五年以内に再び本法令への違反行為をなした者は、その違反の罰則規定の二倍の罰則に処する。

#### 第七四条

法人が本法令に基づく違反行為をなした場合は、その法人の全ての取締役またはマネージャーがその法人との共同違反者とみなす。ただし自己の知らないところで、または自己の承諾なしに、その法人が違反行為をなしたことを証明できるときはその限りではない。

#### 第七五条

本法令に基づく著作権または実演者の権利の侵害によって作成された物品、あるいは王国内に輸入された物品、及び第六九条、または第七〇条に基づき違反行為者の所有権が著作権または実演者の権利の所有者に帰する物は、違反行為において使用された物についてはすべて没収廃棄処分とする。

#### 第七六条

判決に基づき支払われた罰金は、その半額が著作権または実演者の権利の所有者に支払われる。ただしこのことは著作権または実演者の権利の所有者が、受け取った罰金の額を上回る部分につき、その損害の賠償を民事で訴える権利に影響しない。

#### 第七七条

第六九条第一段及び第七〇条第二段に基づく違反は、局長が略式命令権限を有する。

#### 経過規定

#### 第七八条

本法令施行日に、仏暦二四七四年文学及び美術保護法令、または仏暦二五二一年著作権法令に基づき著作権を有していた著作物は、本法令に基づき著作権を保護される。

本法令の施行日前に作成された著作物で、仏暦二四七四年文学及び美術保護法令、または仏暦二五二一年著作権法令に基づき著作権を有していなかったが、本法令によって著作権を保護される著作物は、本法令に基づき著作権を保護される。

(おわり)

#### 仏暦二五三六年国際間の著作権保護のための条件を規定する勅令

(前文省略)

#### 第一条

本勅令を「仏暦二五三六年〔西暦一九九三年〕国際間の著作権保護のための条件を規定する勅令」と呼ぶ。

#### 第二条

本勅令は官報告示日の翌日から施行する。

#### 第三条

「仏暦二五二六年国際間の著作権保護のための条件を規定する勅令」を廃止する。

#### 第四条

本勅令において、

「条約加盟国(ブラテート・ペン・パーキー・ヘン・アヌサンヤー)」とは、ベルヌにおいてなされた万国著作権保護条約の加盟国、またはタイが加盟している著作権保護条約の加盟国を意味する。条約加盟国の名は本勅令末尾リストに基づく。

「同時頒布(コーサナー・プロームカン)」とは、条約加盟国でない国で著作権を有する著作物の頒布が最初にあり、その最初の頒布から三〇日以内に条約加盟国においてその著作物の頒布があることも意味する。

「著作物発生国(ブラテート・ティー・グード・ヘン・ガーン)」とは、以下を意味する。

(一)その著作物がまだ頒布されていないときは、その著作における全期間または大部分の期間にわたって、著作者が国籍を有する国、または著作者が統治下にある国、あるいは居住地を有する国

(二)頒布があったときは、その最初の頒布があった国

(三)その著作物が複数の条約加盟国で同時頒布されたときは、著作権保護法による保護期間が最も短い国、もしくは

(四)その著作物が条約加盟国でない国と条約加盟国で同時頒布されたときは、条約加盟国映画に係る場合は、制作者が本店を置いている国、または居住地のある国が当該著作物の発生国とみなす。

#### 第五条

国際著作権を有する著作物は以下の条件下に著作権保護法により保護を受ける。

(一)その著作物がまだ頒布されていない場合、その著作における全期間または大部分の期間にわたって、著作者は条約加盟国に国籍を有する、または統治下にある、あるいは居住地を有していなければならない

(二)その著作物が頒布されているときは、その頒布は条約加盟国で最初に頒布されているか、条約加盟国と非加盟国で同時頒布されていない

#### 第六条

第五条に基づく著作権の保護は、その著作物発生国の法律が定めた保護期間を有するが、著作権保護法に基づく著作権保護期間を超えてはならない。

#### 第七条

商業大臣を本勅令の主務大臣とする。

#### 末尾リスト

##### ベルン条約加盟国

一、アルゼンチン/二、オーストラリア/三、オーストリア/四、バハマ/五、バルバドス/六、ベルギー/七、ベニン/八、ブラジル/九、ブルガリア/一〇、ブキナファソ/一一、カメルーン/一二、カナダ/一三、中央アフリカ/一四、チャド/一五、チリ/一六、中国/一七、コロンビア/一八、コンゴ共和国/一九、コスタリカ/二〇、コートジボアール/二一、コロアチア/二二、キプロス/二三、チェコ/二四、デンマーク/二五、エクアドル/二六、エジプト/二七、フィジー/二八、フィンランド/二九、フランス/三〇、ガボン/三一、ガンビア/三二、イエメン共和国/三三、ガーナ/三四、ギリシャ/三五、赤道ギニア/三六、ギニアビサオ/三七、サンタパパ/三八、ホンデュラス/三九、ハンガリー/四〇、アイスランド/四一、インド/四二、アイルランド/四三、イスラエル/四四、イタリア/四五、日本/四六、レバノン/四七、レソト/四八、リベリア/四九、リビア/五〇、リヒテンシュタイン/五一、

ルクセンブルグ／五二、マダガスカル／五三、マラウィ／五四、マレーシア／五五、マリ／五六、マルタ／五七、モーリタリア／五八、モーリシャス／五九、メキシコ／六〇、モナコ／六一、モロッコ／六二、オランダ／六三、ニュージーランド／六四、ニジェール／六五、ノルウェイ／六六、パキスタン／六七、パラグアイ／六八、ペルー／六九、フィリピン／七〇、ポーランド／七一、ポルトガル／七二、ルーマニア／七三、ルワンダ／七四、セネガル／七五、スロバキア／七六、スロベニア／七七、南アフリカ／七八、スペイン／七九、スリランカ／八〇、スリナム／八一、スウェーデン／八二、スイス／八三、タイ／八四、トーゴ／八五、トリニダードトバコ／八六、チュニジア／八七、トルコ／八八、イギリス／八九、アメリカ／九〇、ウルグアイ／九一、ベネズエラ／九二、ユーゴスラビア／九三、ザイール／九四、ザンビア／九五、ジンバブエ

仏暦二五三七年国際間の著作権保護のための条件を規定する勅令(第二版)

(前文省略)

#### 第一条

本勅令を「仏暦二五三七年〔西暦一九九四年〕国際間の著作権保護のための条件を規定する勅令(第二版)」と呼ぶ。

#### 第二条

本勅令は官報告示日の翌日から施行する。

#### 第三条

以下を仏暦二五二六年国際間の著作権保護のための条件を規定する勅令末尾リストの九六から一〇五として増補する。

「九六、アルバニア／九七、ボリビア／九八、ボスニア・ヘルツェゴビナ／九九、エルサルバドル／一〇〇、ジャマイカ／一〇一、ケニア／一〇二、マケドニア／一〇三、ナミビア／一〇四、ナイジェリア／一〇五、セントルシア」

仏暦二五三六年著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則

(前文省略)

#### 第一項

本規則を「仏暦二五三六年〔西暦一九九三年〕著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則」と呼ぶ。

#### 第二項

本規則は官報告示日の翌日から施行する。

#### 第三項

本規則で定められた規定のある他の規則、または本規則と矛盾、あるいは反する規則があるとき、本規則を代わりに使用する。

#### 第四項

本規則を以下のように音楽テープ、ビデオテープ、CDの製造、販売、及び販売目的の保管に適用する。

(一)音楽テープ、ビデオテープ、CDを、仏暦二五二二年消費者保護法令第三〇条に基づくラベル統制商品とする

(二)音楽テープ、ビデオテープ、CDの製造、販売、販売目的の保管を、仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法令第六条に基づき登記官への許可書申請が必要な事業とする

#### 第五項

著作権侵害防止に関係する政府機関は、以下のように本規則に従う。

(一)総理府を第四項(一)に基づく執行者とし、著作権侵害防止の執行を委任された内務省の公務員及び商業省の公務員を仏暦二五二二年消費者保護法令に基づく係官に任命する

(二)内務省を第四項(二)に基づく執行者とし、著作権侵害防止の執行を委任された総理府の公務員及び商業省の公務員を仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法令に基づく係官に任命する

(三)商業省は、著作権侵害防止の執行を委任された総理府の公務員及び内務省の公務員を仏暦二五二一年著作権法令に基づく係官に任命する

#### 第六項

総理大臣から委任された副総理大臣を本規則の主務大臣とし、本規則に基づく執行に係る解釈の義務と責任を有する。

#### 第七項

商業省知的財産局を関係する官民間の調整センターとし、本規則に基づく執行のための行動規則を制定し、手引きを作成し、この分野の事業者の商業上の規律をもたらす、著作権所有者である外国との良好な関係をもたらすために、業績を国内外に広報させる。ここに本規則に基づく業績報告を毎月五日に総理大臣に提出する。

#### 第八項

本規則に基づく執行において問題及び障害がある場合、当該問題、障害の解決のために、関係政府機関は本規則に基づく主務大臣に報告する。

仏暦二五三六年著作権侵害防止に係る法律運用のための商業省規則

(前文省略)

#### 第一項

本規則を「仏暦二五三六年〔西暦一九九三年〕著作権侵害防止に係る法律運用のための商業省規則」と呼ぶ。

#### 第二項

本規則は官報告示日の翌日から施行する。

#### 第三項

本規則で定められた規定のある他の規則、または本規則と矛盾、あるいは反する規則があるとき、本規則を代わりに使用する。

#### 第四項

本規則を音楽テープ、ビデオテープ、CDの製造、販売、及び販売目的の保管に適用し、以下のよう  
に商業省の政策として定める。

(一)音楽テープ、ビデオテープ、CDの製造、販売、販売目的の保管を、検査し、著作権侵害を防止するために、仏暦二五一五年一月二九日付革命団布告に基づく項目、報告、報告の期間を有する帳簿作成の必要な事業とする

(二)音楽テープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害のために使用可能な機械、設備、材料を検査し、著作権侵害を防止するために、仏暦二五二二年財輸出入法令に基づき、輸入に当たって許可を申請しなければならない輸入許可が必要な財とする

(三)音楽テープ、ビデオテープ及びCD、さらに音楽テープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害のために使用可能な機械、設備、材料を、仏暦二五二二年財価格統制及び独占禁止法令に基づく統制品とする。

#### 第五項

以下の政府機関を著作権侵害防止に係る政府機関とする。

- (一)内閣が定めた政府及び商業省の政策と合致した公務の方向と計画を制定する商業省次官室
- (二)第四項(一)に基づく執行者としての商業登録局
- (三)第四項(二)に基づく執行者としての外国貿易局

(四)第四項(三)に基づく執行者としての国内通商局

第六項

商業大臣を本規則の主務大臣とする。

第七項

商業省知的財産局を関係する官民間の調整センターとし、本規則に基づく執行のための行動規則を制定し、手引きを作成し、この分野の事業者の商業上の規律をもたらし、著作権所有者である外国との良好な関係をもたらすために、業績を国内外に広報させる。ここに本規則に基づく業績報告を毎月五日に商業大臣と総理大臣に提出する。

第八項

本規則に基づく執行において問題及び障害がある場合、当該問題、障害の解決のために、関係政府機関は本規則に基づく主務大臣に報告する。

仏暦二五三六年著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則に基づく執行における商業省規則

(前文省略)

第一項

本規則を「仏暦二五三六年〔西暦一九九三年〕著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則に基づく執行における商業省規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は官報告示日の翌日から施行する。

第三項

本規則で定められた規定のある他の規則、または本規則と矛盾、あるいは反する規則があるとき、本規則を代わりに使用する。

第四項

本規則に基づく執行において問題及び障害がある場合、当該問題、障害の解決のために、関係政府機関は知的財産局を通じ、本規則に基づく主務大臣に報告する。

第五項

商業大臣を本規則の主務大臣とし、本規則に基づく執行に係る解釈の義務と責任を有する。

## 第一章

### 連絡調整

#### 第六項

著作権侵害防止における関係政府機関である総理府、内務省、商業省は、質と実効性を伴った継続的で真摯な職務遂行で結果を生み出すために、密接な連絡を取り合いながら、本規則末尾の職務遂行手引きに従い行動する。

#### 第七項

著作権侵害の形態における行為がある、または著作権侵害防止に係る法律への違反があると疑われる情報及び事由がある時、知的財産局が著作権侵害防止に係る法律の適用のために連絡調整の中心となる。

#### 第八項

知的財産局は著作権保護の振興及び著作権保護のための法律の適用のために国内外の知的財産方面の組織及び関係民間セクターと連絡調整する。

## 第二章

### 広報

#### 第九項

知的財産局は国内外にタイの著作権の保護と法律適用について広報する。

#### 第一〇項

知的財産局は仏暦二五二一年著作権法に基づく著作権保護の重要性、著作権情報を公衆に知らせるために広報し、事業者が著作権についての商業上の倫理を具えるよう振興する。

## 第三章

### 著作権情報の収集

#### 第一一項

知的財産局は著作権に係る情報及び情報の変更を収集し、関係政府機関との連絡調整を可能とするために基本データとする。

## 第四章

### 著作権侵害防止のための執行

#### 第一節

##### 仏暦二五二二年消費者保護法に基づくラベル統制商品の指定と検査

##### 第一二項

ラベル委員会は音楽テープ、音、映像を記録したビデオ、及び音、映像を記録したCDを、仏暦二五二二年消費者保護法第三〇条及び第三一条に基づくラベル統制商品に定める。

##### 第一三項

消費者保護委員会事務局は第一二項に基づくラベル統制商品のラベルについて最小限、以下の重要部分を明示するよう定める。

(一) 事業者に係る内容。すなわち製造者名及び製造者の事業地、及び、または輸入者名及び輸入者の事業地、あるいはタイ国内で登録した商標

(二) 著作権所有者名、またはタイ国内で登録した著作権所有者の商標

(三) 権利使用許可取得者名

##### 第一四項

仏暦二五二二年消費者保護法に基づく係官は第一二項に基づくラベル統制商品の検査を少なくとも月に一度は実施する。

#### 第二節

##### 仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づくテープ、映像媒体の許可、審査、採集検査

##### 第一五項

テープまたは映像媒体の販売、販売目的の保管を、仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法第六条に基づき登記官から許可書を申請しなければならない事業とする。

##### 第一六項

テープまたは映像媒体の審査、承認において、検査官は、仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づき制定された省令第五号(仏暦二五三一年)に沿って厳格に執行することで、申請人がそのテープまたは映像媒体のタイ国内での公開権を有する者であることを審査する。

##### 第一七項

第一六項に基づく審査において検査官は、知的財産局が収集した著作権に係る証拠データを検査する。知的財産局は当該データを所定の書式によって通知を受けた日から三業務日以内に検査官に通知する。このとき連絡はファクシミリ機によってこれをなす。

#### 第一八項

警察局(注/現警察庁)が仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づく違反者を身柄拘束した時、四八時間以内に所定の書式に従い知的財産局に通知する。知的財産局は、著作権所有者または著作権所有者から許可を得た者が知的財産局に届け出たデータ及びタイ国内の連絡場所に拠って著作権所有者または著作権所有者から許可を得た者に通知し、仏暦二五二一年著作権法に基づく訴訟のために証拠物件の検査に取り掛かる。

### 第五章

#### 執行結果報告

#### 第一九項

消費者保護委員会事務局は毎月末日の前に、所定の書式に則り、知的財産局に対し第一四項に基づく審査結果報告を通知する。

#### 第二〇項

警察局は毎月末日の前に、所定の書式に則り、知的財産局に対し第一八項の仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づく捜査立件記録報告を通知する。

#### 第二一項

警察局は毎月末日の前に、所定の書式に則り、知的財産局に対し著作権侵害取締結果報告を通知する。

#### 第二二項

知的財産局は執行結果報告をまとめ、毎月五日に本規則に基づき総理大臣に報告する。

「仏暦二五三六年著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則に基づく執行における商業省規則」に基づく職務遂行の手引き

### 第一章

#### 経緯

#### 第一項

仏暦二五三六年四月一六日付けの「仏暦二五三六年著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則」第七項は、商業省知的財産局が当該規則に基づく職務遂行のために行動規則及び手引きを制定すると定めている。

#### 第二項

商業大臣は、第一項に掲げた総理府規則に基づく権限に依拠して、仏暦二五三六年六月一五日に、仏暦二五三六年著作権侵害防止に係る法律運用のための総理府規則に基づく執行方法についての商業省規則を制定し、知的財産局はここに職務遂行の手引きを策定した。

### 第二章

#### 総則

#### 第三項

第一項に掲げた総理府規則に基づく著作権侵害防止に係る法律は以下の通り。

- 三・一 仏暦二五二一年著作権法
- 三・二 仏暦二五二二年消費者保護法
- 三・三 仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法

#### 第四項

第一項に掲げた総理府規則に基づく著作権侵害防止に係る政府機関は以下の通り。

- 四・一 商業省
- 四・二 総理府
- 四・三 内務省

### 第三章

#### 係官

#### 第五項

総理府は内務省及び商業省の公務員を仏暦二五二二年消費者保護法に基づく係官として任命し、当該公務員に対し係官証を発給する。

#### 第六項

内務省は総理府及び商業省の公務員を仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づく係官として任命し、当該公務員に対し係官証を発給する。

#### 第七項

商業省は総理府及び商業省の公務員を仏暦二五二一年著作権法の適用に当たっての監督及び連絡調整者として委任する。

#### 第八項

第五項及び第六項に基づく係官、あるいは第七項に基づく監督及び連絡調整者として任命された者の変更または増員が必要な場合、知的財産局が検討、実施する。

#### 第九項

係官の件について混乱誤解が生じるのを防ぐために、知的財産局は事業者及び一般公衆に対し、第五項、第六項、第七項、第八項に基づく係官及び監督・連絡調整者の任命を広報する。

### 第四章

#### 連絡調整

#### 第一〇項

著作権侵害防止のための執行において、質と効率性を伴った継続的で真摯な執行結果を生じさせるために、関係政府機関は密接に連絡調整する。

#### 第一一項

著作権侵害の形態における行為がある、または著作権侵害防止に係る法律への違反があると疑われる情報及び事由がある時、知的財産局が著作権侵害防止にかかる法律の適用のために連絡調整の中心となる。

### 第五章

#### 執行結果報告

#### 第一二項

第二一・三項(三)に基づくラベル委員会布告に従った執行結果報告はトーパー01書式を使用する。

#### 第一三項

第二八項に基づく仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法捜査立件記録報告はトーパー02書式を使用する。

#### 第一四項

第三一項に基づく著作権侵害防止取締結果報告はトーパー03書式を使用する。

#### 第一五項

知的財産局は第一二項、第一三項、及び第一四項に基づく執行結果報告をまとめ、毎月五日に総理大臣に報告する。

### 第六章

#### 著作権侵害防止のための執行

#### 第一節

#### 仏暦二五二二年消費者保護法に基づくラベル統制商品の指定と検査

#### 第一六項

ラベル委員会は音楽テープ、音・映像を記録したビデオ、及び音・映像を記録したCDを、仏暦二五二二年消費者保護法第三〇条及び第三一条に基づくラベル統制商品に定める布告第五八号(仏暦二五三六年)を仏暦二五三六年五月一四日に制定した。そのラベルの内容は容器または書類、説明書に貼付し、外部から視認でき、はっきりと読めるタイ語の内容がなければならず、少なくとも以下の重要部がなければならない。

- 一六・一 事業者に係る内容。すなわち製造者名及び製造者の事業地、及び、または輸入者名及び輸入者の事業地、あるいはタイ国内で登録した商標
- 一六・二 著作権所有者名、またはタイ国内で登録した著作権所有者の商標
- 一六・三 権利使用許可取得者名

#### 第一七項

輸出事業者、または輸出目的に製造した音楽テープ、音・映像記録ビデオ、及び音・映像記録CDの製造者、販売者、または調達者は、第一六項に基づきラベルを作成しなくてもよいが、以下の条件に従わなければならない。

- 一七・一 当該音楽テープ、音・映像記録ビデオ、及び音・映像記録CDにはタイ語で「サムラップ・ソンオーク・タオナン」、または英語で「FOR EXPORT ONLY」の内容を梱包容器にはっきりと見え、読めるように示さなければならない。
- 一七・二 当該音楽テープ、音・映像記録ビデオ、及び音・映像記録CDは、輸出事業者、または輸出事業者のためのその商品の製造者、販売者、あるいは調達者の占有下にななければならない。

#### 第一八項

第一七項で規定したところに基づく輸出目的の音楽テープ、音・映像記録ビデオ、音・映像記録CDは、タイ語の歌詞、及びまたはタイ調、あるいはタイのメロディーを有する、もしくはタイ人が著作者である音楽の所有者から著作権を得た、もしくはタイで著作された歌詞またはメロディーを有する音楽テープ、音・映像記録ビデオ、音・映像記録CDだけを意味する。

### 第一九項

音楽テープ、音・映像記録ビデオ、及び音・映像記録CDの事業者は以下の期限内に第一六項に基づく布告に従いラベルを用意する。

一九・一 ラベル委員会の布告が施行された日より前に販売目的で製造された、または販売目的で輸入された音楽テープ、音・映像記録ビデオ、及び音・映像記録CDの場合は、第一六項に基づく布告が官報告示された日から九〇日間。

一九・二 ラベル委員会の布告が施行された日より後に販売目的で製造された、または販売目的で輸入された音楽テープ、音・映像記録ビデオ、及び音・映像記録CDの場合は、第一六項に基づく布告が官報告示された日から三〇日間。

### 第二〇項

消費者保護委員会事務局は第一六項に基づくラベル統制商品のラベル検査計画を作成する。このとき検査は少なくとも月一回以上、毎月検査するよう定める。

### 第二一項

ラベル統制商品のラベル検査の段階および方法。

#### 二一・一 検査前

(一) 関係政府機関及び係官間の執行調整

(二) 以下に係るデータの準備

・製造者、輸入者の名と事業地

・卸売事業者の名と事業地

・小売事業者の名と事業地

(三) 検査日及び検査地を定める計画の許可申請

(四) 以下の書類準備

・事業者への事前通知書(ただし緊急の場合は事業地の所有者または占有者に事前通知せずに立ち入り検査できる)

・第一六項に基づくラベル委員会の布告

・検査書式及び検査結果記録書式

(五) 計画、目的、及び段階と方法を知らせるための会議召集

#### 二一・二 検査時

(一) 事業地に到着した時

・立ち入り検査のための係官の身分証明証及び文書の提示

・仏暦二五三六年五月一四日付けのラベル委員会布告第五八号(仏暦二五三六年)の詳細についての事業者への指摘と案内、配布

・商品ラベルの事実関係の検査と詳細記録

・事業者の検査結果記録書式への署名

- (二) 不当ラベル表示のラベルがあった時、あるいはなかった時
  - ・ 仏暦二五三六年五月四日付けのラベル委員会布告第五八号(仏暦二五三六年)に基づきどう正しくないかを事業者に指摘
  - ・ 事業者に対し、占有している商品にラベルがない、またはラベルがあってもそのラベルあるいはラベル内容が不当であること、法律の規定にどのように違反し、その是正をどのように行なうかを知らせる
  - ・ 必要な場合には、仏暦二五二二年消費者保護法第五条(二)に基づくラベル委員会の当該布告に従っていない商品ラベルを押収または差押える
  - ・ 検査結果記録書式と(もしあれば)商品押収または差押記録書式への事業者の署名
  - ・ ラベル委員会へのラベル検査結果の報告
  - ・ 知的財産局が総理大臣に執行結果報告するための、毎月の月末日前の知的財産局への検査結果報告

#### 二一・三 検査後

- (一) 第二一・二項に基づく検査結果のラベル委員会の審査
  - ・ 不当ラベルの場合、ラベル委員会は以下の決定を下す
  - ・ 消費者保護委員会事務局がラベル是正を事業者に通知、または
  - ・ 仏暦二五二二年消費者保護法の第三三条に基づく命令を出し、事業者に当該ラベルの使用を中止させる、またはラベルを是正させる、または
  - ・ 仏暦二五二二年消費者保護法の第五二条に基づき事業者に略式命令を下すために、同第六二条に基づく権限を行使するよう消費者保護委員会に提言する
- (二) 第二一・二項に基づく執行結果を消費者保護委員会に報告する
- (三) 毎月の月末日前に、第二一・二項、第二一・三項に基づく執行結果報告を定められた書式に従い知的財産局に提出する。

## 第二節

### 仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法の運用

#### 第二二項

テープ及び映像媒体の意味は仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法の第四条に従い、係官の現在における定義はビデオテープ及び映画のみに限定する。

#### 第二三項

(録音物を除く)テープまたは映像媒体の賃貸、交換、または販売許可書の発行

##### 二三・一 原則

- (一) 自然人、または
- (二) 法人

##### 二三・二 審査で採用する条件

(一)申請人が自然人である場合は、第六条に基づく資格とともに

- ・年齢が満二十歳以上
- ・悪品行、良俗に欠ける人物でない
- ・信用できる職業に就いている。このとき第八条第二段に基づく省令で定めたところに従い登記官の審査のために証拠を示す
- ・無能力者または準無能力者でない、過失罪、軽犯罪を除き禁固刑を受けたことがない

必要書類

- ・国民証または国民証に代わり身分を証明できるその他の身分証明証の謄本あるいはコピー
- ・住民票(タビヤン・バーン)の謄本またはコピー
- ・六ヶ月以内に撮影した、サイズが4×6センチメートルの、帽子を被っていない、顔が真っ直ぐの上半身の写真二枚

・品行が良く、悪品行または良俗に反せず、信用できる職業に就いていることを示す、第四級以上の、またはそれと同等以上の公務員による保証

- ・(もしあれば)所得税納税の証拠
- ・(もしあれば)取引税納税の証拠
- ・テープまたは映像媒体の賃貸、交換、または販売事業を営む事業所の名と設計図
- ・申請人が事業者自身であることを示す保証
- ・(もしあれば)取引登記書の謄本かコピー
- ・(もしあれば)商業登記書の謄本かコピー

(二)申請人が法人である、またはその法人の取締役、マネージャー、あるいは業務責任者である場合は、最初に第六条に基づく資格を有していなければならない。

必要書類

- ・法人登記書の謄本かコピー
- ・六ヶ月以内に発行された、申請人である法人の目的と署名権限者を示す、登記官による証明書の謄本かコピー

- ・(もしあれば)所得税納税の証拠
- ・(もしあれば)取引税納税の証拠
- ・テープまたは映像媒体の賃貸、交換、または販売事業を営む事業所の名と設計図
- ・申請人が事業者自身であることを示す保証
- ・(もしあれば)取引登記書の謄本かコピー
- ・(もしあれば)商業登記書の謄本かコピー

・法人を代表して申請するにあたって署名する者の国民証、または国民証に代わり身分を証明できるその他の身分証明証の謄本あるいはコピー

- ・法人を代表して申請するにあたって署名する者の住民票(タビヤン・バーン)の謄本またはコピー
- ・法人を代表して申請するにあたって署名する者の、六ヶ月以内に撮影した、サイズが4×6センチメートルの、帽子を被っていない、顔が真っ直ぐの上半身の写真二枚

・法人を代表して申請するにあたって署名する者が品行が良く、悪品行または良俗に反せず、信用できる職業に就いていることを示す、第四級以上の、またはそれと同等以上の公務員による保証

### 二三・三 段階及び期間

#### 受理

(一) テープまたは映像媒体の賃貸、交換、販売事業営業許可の申請人がいる時、副審査官(ローン・サーラワット)が申請に付帯した証拠を審査する。省令が定めたところに基づき全てが正しくなされたと判断した時は、申請を受理し、申請に付帯した書類謄本を保証する

(二) 担当官が受理し、申請人の指紋をとる(所要一日)

(三) 押捺指紋を犯罪歴登録課に送付し、指紋検査する(送付と検査で所要七日)

(四) 副審査官または審査官が押捺指紋を送付するのと同時に、事業所を実地検査し、事業所の設計図を保証する((三)に基づく押捺指紋の検査時に所要七日)

(五) 犯罪歴登録課から指紋検査結果の通知を受けた時に、

犯罪歴があった場合は、申請人に許可書を発行することができない旨通知する(所要一日)

犯罪歴がなかった場合は、中央登記官に許可するよう提出を審査(所要七日)

(六) 中央登記官が許可申請を受け取り、許可が適当と判断した時、許可書に署名する(所要一〇日)

(七) 中央登記官が署名した時、申請人に手数料支払いを通知する(所要期日は申請人が手数料を支払うまで)

(八) 申請人が手数料を支払った時、許可証番号を発行し、登録。申請人は自己の営業所の公開された場所に掲示する(所要一日)

### 第二四項

テープまたは映像媒体の審査と承認(録音物を除く)

#### 二四・一 原則

(一) 自然人、または

(二) 法人

#### 二四・二 必要書類

(一) 申請人が自然人の場合

・国民証または国民証に代わり身分を証明できるその他の身分証明証の謄本あるいはコピー

・住民票(タビヤン・バーン)の謄本またはコピー

・国内または外国のテープまたは映像媒体の製作者、著作者、または著作権所有者からの、タイ国内でのテープまたは映像媒体の公開における権利を有する者となることの承諾書

・外国の通常の市場からのテープまたは映像媒体の購入の証拠

・その他による取得が合法的であることを示す証拠

・正当に王国内にテープまたは映像媒体を輸入したことを示す関税局の証拠

(二)申請人が法人の場合

・法人登記書の謄本かコピー

・六ヶ月以内に発行された、申請人である法人の目的と署名権限者を示す、登記官による証明書の謄本かコピー

・法人を代表して申請するにあたって署名する者の国民証または国民証に代わり身分を証明できるその他の身分証明証の謄本あるいはコピー

・法人を代表して申請するにあたって署名する者の住民票(タビヤン・バーン)の謄本またはコピー

・国内または外国のテープまたは映像媒体の製作者、著作者、または著作権所有者からの、タイ国内でのテープまたは映像媒体の公開における権利を有する者となることの承諾書

・外国の通常の市場からのテープまたは映像媒体の購入の証拠

・その他による取得が合法的であることを示す証拠

・正当に王国内にテープまたは映像媒体を輸入したことを示す関税局の証拠

申請人が申請書と共にテープの複製を二点と上述の書類をコーコー・２・トー映画審査係(テープ及び映像媒体管理部署)に提出した時、副審査官は申請人のいる申請書類の審査をなし、全てが正しくなされたと判断した時は、申請を受理する。

二四・三 段階と期間

(一)テープまたは映像媒体の審査において審査官は、その映画の長短及び内容に基づき一日あたり四～五本の審査をすることができる

(二)映像及び音声の削除命令があった場合は、さらに二～三日を要する、あるいは申請人が映像音声を削除したテープまたは映像媒体を審査官に提出するまでの時間による

(三)テープまたは映像媒体は、審査官の審査を通過した時、そのテープまたは映像媒体の認証番号を発行するための諸手数料を払い込むよう申請人に通知される。所要一～二日だが、申請人がいつ手数料を払い込むかによる

(四)申請人が諸手数料を払い込んだ時、審査官は認証番号を発行する(所要一日)

(五)認証番号が発行された時、審査官はテープまたは映像媒体に「許可 バンコク」の文字と題名、認証番号のある丸型の形態を有する第二種印を刻印または記録する。刻印または記録はテープ上の始め、中間、末尾にこれをなす(所要一本につき二〇分)

(六)映像・音声の公開許可書の発行では、審査官は審査を通過したテープに貼付する許可書を発行し、販売するテープの題名ラベルの上に認証番号を印刷させるために、テープの複製を返還する(所要二日)

(七)申請人はテープケースに刻印する第一種印を受け取る。その印は認証番号の上に明示する。所有時間は約一万本の複製テープにつき二時間

法律が定めたテープまたは映像媒体の承認のための審査において、審査官は申請日から三〇日以内に完了させなければならない。

第二五項

テープまたは映像媒体の審査及び承認において、審査官は申請人がタイ国内でそのテープまたは映像媒体の公開権を有する者であることを確認する。

#### 第二六項

第二五項に基づく審査において、審査官は知的財産局が定められた書式によって届出を受けた著作権に係る基礎データを審査する。知的財産局は通知を受けた日から三業務日以内に審査官に通知する。このとき両者の間の連絡はファクシミリ機でこれをなす。

#### 第二七項

警察局(注/現警察庁)が仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づく違反者を身柄拘束した時に、四八時間以内に所定の書式に従い知的財産局に通知する。知的財産局は、著作権所有者または著作権所有者から許可を得た者が知的財産局に届け出たデータ及びタイ国内の連絡場所に拠って著作権所有者または著作権所有者から許可を得た者に通知し、仏暦二五二一年著作権法に基づく訴訟のために証拠物件の検査に取り掛かる。

#### 第二八項

警察局は毎月末日の前に、所定の書式に則り、知的財産局に対し仏暦二五三〇年テープ及び映像媒体事業管理法に基づく捜査立件報告を通知する。

### 第三節

#### 仏暦二五三一年著作権法の運用

#### 第二九項

警察局が著作権侵害の被害者からの苦情申立を受け取った時、捜査官は証拠を調べる。証拠が正当であるときは苦情を受理し、直ちに捜査に取り掛かる。

#### 第三〇項

外国の著作権侵害訴訟の捜査における証拠収集では以下に従い行動する。

三〇・一 この種の事件においては以下のように三つのグループに分けて証拠を収集する。

(一) 被告の違反行為の証明は以下のように証拠を収集する。

(一・一) 証人、例えば捜査逮捕を指摘した被害者または被害者からの権限委任者、逮捕担当官、告訴された行為または物品が被害者の著作権を侵害することで生じた違反であることを証明できる者、及び自己の行為が被害者の著作権の侵害であると被告が知っていたことを証明する証人など

(一・二) 証拠物件、例えば被告の違反の証明に使用する証拠物件である音楽テープ、ビデオテープ

(二) 外国の著作権保護の件は以下のように証拠を収集する

(二・一) 西暦一八八六年ベルヌ条約、西暦一九〇八年ベルリン協約、西暦一九一四年ベルヌ増

補議定書、西暦一九七一年パリ協約、及び著作権侵害を受けた著作物の発生国が文学及び美術品保護の国際協定加盟国であることを示す書類とそのタイ語訳文

(二・二) 著作物の発生国の著作権保護に係る法律条文とそのタイ語訳文

(二・三) タイと当該国の著作権侵害のあった著作物に対する保護に相違があるかどうか裁判書が判断するために、(二・一)(二・二)に基づく協定及び法律に係る特別専門家の意見。(二)における外国の法律については当該法律がまだ施行中であることを特別専門家により確認する

(三) 告訴条件は以下のように証拠収集する

(三・一) 著作権所有者が法人であることの保証書、法人代表者の代表行為権限を示す証拠、例えば法人代表権限を有する者の公証人の面前での供述

(三・二) 被害者の著作権所有者であることの詳細、及び著作物の発生国の法律に基づく保護条件を示す証拠。例えば一人の著作者、または(著作権を有する著作物が複数の著作物で構成されている場合)複数の著作者の名、著作物の頒布公開、その著作物の著作権登録、タイ語またはその他の言語への翻訳者、あるいはタイ語またはその他の言語での講義者の名。こうした証拠は法人の代表行為権限者の公証人の面前での供述、または著作権登録保証書、あるいはその双方でもよい。

なお、著作権を有する著作物が頒布されていない場合、著作者がベルヌ条約締結国の国籍を有しているか、または同締結国の支配下にあるかどうか、あるいはその著作の全期間中か大部分の期間中にベルヌ条約締結国に居住地を有していたかを審査しなければならない。ただしその著作物が頒布されていた場合は、ベルヌ条約締結国であるか知るために最初の頒布がどの国でなされたかを審査しなければならない。

(三・三) 著作権所有者がタイ国内での代理会社に権限委任した委任書

(三・四) (タイ国内に代理会社を設立した場合は)タイ国内での受任者の法人の地位保証書

(三・五) (代理による苦情申し出である場合は)弁護士またはその他の者に対する苦情申立代理委任書

三〇・二 三〇・一に基づく証拠、特に三〇・一(三)における証拠書類は、通常の場合、被害者の告訴権が確認できれば十分とみなす。ただしその他の証拠が必要となる特別事由がある場合は、追加の証拠を要求することができる。

三〇・三 外国からの証拠書類は原本でなければならない。謄本を使用する場合は、その事実関係性が正しいことがその国の法律に基づく方法で保証されていなければならない(例えば公証人または行政長官の保証)、その上でタイ大使またはタイ領事が保証する。以上のように保証された謄本は原本に代えて使用することができる。

外国の著作権所有者が当該書類の原本または正当に保証された謄本を用意するに当たり、受任者の代理人は一組の書類を保管しておく。訴訟が生じた時に代理人はその謄本を、その正当性を確認した上で法廷での証拠として採用するよう提出する。

### 第三一項

警察局は毎月末日の前に、所定の書式に則り、知的財産局に対し著作権侵害取締結果報告を通知

する。

末尾の書式は省略

「仏暦二五三七年著作権法の内容に基づく商業省令(仏暦二五四〇年)」

仏暦二五三七年著作権法の第五条及び第一五条第二段の内容に基づく権限により、商業大臣は以下の省令を制定する。

#### 第一項

第一五条(五)に基づく他者への権利使用許可において、不当な競争制限の形態を有する条件であるかないかの検討は、不当な競争制限を生じさせる目的または意思の検討、あるいはその条件によって生じる結果、または生じ得る結果により、ケースバイケースでこれをなす。

第一段の規定下に、以下の形態を有する第一五条(五)に基づく他者への権利使用許可における条件は、不当な競争制限である条件であるとみなす。

(一)著作物複製において使用するための物資調達において、許可取得者に対する著作権所有者または著作権所有者が定めた販売者からの全部または一部の物資調達の定め。このときその使用する物資の代価の有無は問わない。ただし著作権所有者が定めた標準に基づく複製のために必要なとき、または王国内の別のところから調達できない物資であり、計算された代価が他者から調達できる同等の品質を有する物資の価格よりも高くないときはその限りではない

(二)著作物複製において使用するための物資調達において、許可取得者に対し、著作権所有者が定めた特定の販売者からの物資調達の禁止の定め。ただしその定めがない場合、複製品が著作権所有者が定めた標準に満たなくなる事由となるとき、または王国内の別のところから調達できない物資であるときはその限りではない

(三)許可書に基づく複製のための雇用に係る許可取得者への条件の定め、または権利の制限。ただし著作権所有者が定めた標準に基づく複製のために、または著作権所有者の企業秘密を保全するために、あるいは必要な技術サービスを提供するためにそうした定めが必要なときはその限りではない

(四)著作権のある著作物における権利使用許可にあたっての、著作権所有者の同一の著作物、及び同様の関係または地位にある許可取得者における同時期の他者への代価と比較して、不当な代価の定め

(五)許可された著作物の研究に係る許可取得者への条件の定め、または権利制限

(六)許可取得者に対し、許可された著作権から許可取得者が改良または開発した著作物における著作権を著作権所有者またはその他の者へ譲渡させる定め、あるいはその改良、開発された著作物に係る権利を著作権所有者またはその他の者が唯一人有するとする定め。このとき、著作権所有者または当該人が許可取得者に相当の代価を支払うときはその限りではない

(七)許可者が恣意的に、しかるべき事由なく許可を取り消す権利についての条件の定め

## 第二項

以下の形態を有する第一五条(五)に基づく権利の使用を他者に許可するにあたっての条件は、不当な競争制限形態にある条件であるとみなす。

(一)使用にあたっての代価を請求した上で、著作権所有者の別の著作権を有する著作物の使用を許可取得者に義務付ける定め。ただしその著作物を共に使用しなければならない、または技術システムの結合のため、あるいは複製が著作権所有者が定めた標準を満たすための必要性があるときはその限りではない

(二)許可者が定めた他者の著作物の使用を許可取得者に禁じた定め。ただしその許可された著作物からの利用で目的または目標に基づく結果を得るために、または技術システムの結合のためにそうした定めが必要なときはその限りではない

「著作権保護協定または実演者の権利保護協定締結国リストに係る商業省告示」

仏暦二五三七年著作権法の第六一条条第二段の内容に基づく権限により、商業大臣は以下の告示を制定する。

一、仏暦二五四二年(西暦一九九九年)一月一八日付けの著作権保護協定または実演者の権利保護協定締結国リストに係る商業省告示を廃止する。

二、著作権保護協定または実演者の権利保護協定締結国リストは以下の通りであることを告示する。

a、ベルヌ条約締結国名

1、アルバニア

2、アルジェリア

3、アンティカ・バーブダ

4、アルゼンチン

5、オーストラリア

6、オーストリア

7、アゼルバイジャン

8、バハマ

9、バーレーン

10、バングラデシュ

11、バルバドス

12、ベラルーシ

- 13、ベルギー
- 14、ベリーズ
- 15、ベニン
- 16、ボリビア
- 17、ボスニア・ヘルツェゴビナ
- 18、ボツワナ
- 19、ブラジル
- 20、ブルガリア
- 21、ブキナファソ
- 22、カメルーン
- 23、カナダ
- 24、ケープワード
- 25、中央アフリカ
- 26、チャド
- 27、チリ
- 28、中国
- 29、コロンビア
- 30、コンゴ共和国
- 31、コスタリカ
- 32、コートジボアール
- 33、クロアチア
- 34、キューバ
- 35、キプロス
- 36、チェコ
- 37、コンゴ民主主義共和国
- 38、デンマーク
- 39、ドミニカ
- 40、ドミニカ共和国
- 41、エクアドル
- 42、エジプト
- 43、エルサルバドル
- 44、赤道ギニア
- 45、エストニア
- 46、フィジー
- 47、フィンランド
- 48、フランス

- 49、ガボン
- 50、ガンビア
- 51、グルジア
- 52、ドイツ
- 53、ガーナ
- 54、ギリシャ
- 55、グラナダ
- 56、グアテマラ
- 57、ギニア
- 58、ギニア・ビサオ
- 59、ガイアナ
- 60、ハイチ
- 61、パチカン
- 62、ホンデュラス
- 63、ハンガリー
- 64、アイスランド
- 65、インド
- 66、インドネシア
- 67、アイルランド
- 68、イスラエル
- 69、イタリア
- 70、ジャマイカ
- 71、日本
- 72、ヨルダン
- 73、カザフスタン
- 74、ケニア
- 75、キルギス
- 76、ラトビア
- 77、レバノン
- 78、レソト
- 79、リベリア
- 80、リビア
- 81、リヒテンシュタイン
- 82、リトアニア
- 83、ルクセンブルグ
- 84、マダカスカル

- 85、マラウイ
- 86、マレーシア
- 87、マリ
- 88、マルタ
- 89、モーリタニア
- 90、モーリシャス
- 91、メキシコ
- 92、モナコ
- 93、モンゴル
- 94、モロッコ
- 95、ナミビア
- 96、オランダ
- 97、ニュージーランド
- 98、ニカラグア
- 99、ニジェール
- 100、ナイジェリア
- 101、ノルウェイ
- 102、オマーン
- 103、パキスタン
- 104、パナマ
- 105、パラグアイ
- 106、ペルー
- 107、フィリピン
- 108、ポーランド
- 109、ポルトガル
- 110、カタール
- 111、韓国
- 112、モルドバ
- 113、ルーマニア
- 114、ロシア
- 115、ルワンダ
- 116、セントキトス・ネビス
- 117、セントルシア
- 118、セントビンセント・グレナディンズ
- 119、セネガル
- 120、シンガポール

- 121、スロバキア
  - 122、スロベニア
  - 123、南アフリカ
  - 124、スペイン
  - 125、スリランカ
  - 126、スリナム
  - 127、スワジランド
  - 128、スウェーデン
  - 129、スイス
  - 130、タジクスタン
  - 131、タイ
  - 132、マケドニア
  - 133、トーゴ
  - 134、トリニダード・トバゴ
  - 135、チュニジア
  - 136、トルコ
  - 137、ウクライナ
  - 138、イギリス(海外領土含む)
  - 139、タンザニア
  - 140、アメリカ
  - 141、ウルグアイ
  - 142、ベネズエラ
  - 143、ユーゴスラビア
  - 144、ザンビア
  - 145、ジンバブエ
- b、商業的知的財産権に係る合意締結国名
- 1、アルバニア
  - 2、アンゴラ
  - 3、アンティカ・バブーダ
  - 4、アルゼンチン
  - 5、オーストラリア
  - 6、オーストリア
  - 7、バーレーン
  - 8、バングラデシュ
  - 9、バルバドス
  - 10、ベルギー

- 11、ベリーズ
- 12、ベニン
- 13、ボリビア
- 14、ボツワナ
- 15、ブラジル
- 16、ブルネイ
- 17、ブルガリア
- 18、ブキナファソ
- 19、ブルンジ
- 20、カメルーン
- 21、カナダ
- 22、中央アフリカ
- 23、チャド
- 24、チリ
- 25、コロンビア
- 26、コンゴ共和国
- 27、コスタリカ
- 28、コートジボアール
- 29、キューバ
- 30、キプロス
- 31、チェコ
- 32、コンゴ民主主義共和国
- 33、デンマーク
- 34、ジブチ
- 35、ドミニカ
- 36、ドミニカ共和国
- 37、エクアドル
- 38、エジプト
- 39、エルサルバドル
- 40、エストニア
- 41、欧州連合
- 42、フィジー
- 43、フィンランド
- 44、フランス
- 45、ガボン
- 46、ガンビア

- 47、グルジア
- 48、ドイツ
- 49、ガーナ
- 50、ギリシャ
- 51、グラナダ
- 52、グアテマラ
- 53、ギニア
- 54、ギニア・ビサオ
- 55、ガイアナ
- 56、ハイチ
- 57、ホンデュラス
- 58、香港
- 59、ハンガリー
- 60、アイスランド
- 61、インド
- 62、インドネシア
- 63、アイルランド
- 64、イスラエル
- 65、イタリア
- 66、ジャマイカ
- 67、ヨルダン
- 68、日本
- 69、ケニア
- 70、韓国
- 71、クウェート
- 72、キルギス
- 73、ラトビア
- 74、レソト
- 75、リヒテンシュタイン
- 76、ルクセンブルグ
- 77、マカオ
- 78、マダガスカル
- 79、マラウイ
- 80、マレーシア
- 81、モルジブ
- 82、マリ

- 83、マルタ
- 84、モーリタニア
- 85、モーリシャス
- 86、メキシコ
- 87、モンゴル
- 88、モロッコ
- 89、モザンビーク
- 90、ビルマ
- 91、ナミビア
- 92、オランダ
- 93、ニュージーランド
- 94、ニカラグア
- 95、ニジェール
- 96、ナイジェリア
- 97、ノルウェイ
- 98、パキスタン
- 99、パナマ
- 100、パプア・ニューギニア
- 101、パラグアイ
- 102、ペルー
- 103、フィリピン
- 104、ポーランド
- 105、ポルトガル
- 106、カタール
- 107、ルーマニア
- 108、ルワンダ
- 109、サンクトス・ネビス
- 110、セントルシア
- 111、セントビンセント・グラナディンズ
- 112、セネガル
- 113、シエラレオネ
- 114、シンガポール
- 115、スロバキア
- 116、スロベニア
- 117、ソロモン諸島
- 118、南アフリカ

- 119、スペイン
- 120、スリランカ
- 121、スリナム
- 122、スワジランド
- 123、スウェーデン
- 124、スイス
- 125、タンザニア
- 126、タイ
- 127、トーゴ
- 128、トリニダード・トバゴ
- 129、チュニジア
- 130、トルコ
- 131、ウクライナ
- 132、アラブ首長国連邦
- 133、イギリス
- 134、アメリカ
- 135、ウルグアイ
- 136、ベネズエラ
- 137、ザンビア
- 138、ジンバブエ

[二〇〇〇年一月二一日告示]

(おわり)